HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ハプスブルク帝国の統合と分解をめぐる諸問題(二)：ドイツ民族の立場を中心にして
Author(s)	矢田, 俊隆
Citation	北大法学論集, 23(3), 1-24
Issue Date	1973-01
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/27929
Type	bulletin (article)
Note	論説
File Information	23(3)_P1-24.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論説

ハプスブルク帝国の統合と分解をめぐる諸問題 (二)

——ドイツ民族の立場を中心にして——

矢田俊隆

目次

はしがき
一 ドイツ人の「資産」
二 「資産」の統合的作用
三 「資産」の分解的作用 (1)
四 「資産」の分解的作用 (2)
五 「資産」をめぐる総括的考察（以上前号）
六 「忠誠」の分裂
七 民主化と民族問題
八 民族的対立の激化

九　不安定な均衡（以上本号）
一〇　一八九七年の政治的危機 (1)（以下次号）
一一　一八九七年の政治的危機 (2)
むすび

六　「忠誠」の分裂

多民族国家オーストリアにおけるドイツ民族の役割を検討するうえに、いま一つの注目すべき点は、普墺戦争後ドイツからしめ出されたオーストリアのドイツ人が直面した「忠誠」の分裂の問題、逆にいえば、彼らがドイツ民族への忠誠とオーストリア国家への愛国心とをどのように結びつけようとしたかという問題であり、以下の諸章では、この問題に焦点をおいて考察を進めることにする。

「ドイツ人の民族性」が人種的・文化的な概念にとどまっていた間は、それは、オーストリア＝ドイツ人に忠誠の分裂という問題を提起することはなかった。そこでは、民族性と国籍とは必ずしも一致する必要はなく、政治的にオーストリア人であることは、ドイツ民族性の否定にはならなかった。しかしながら、近代的ナショナリズムの発展は、ハプスブルク帝国内のスラヴ人・マジャール人・イタリア人・ルーマニア人に重大な問題をなげかけるとともに、オーストリアのドイツ人にも同じ問題をなげかけずにはおかなかった。人権（人民主権と個人の自由）原理の実際的適用ともいうべき近代的・政治的ナショナリズムは、民族の統一と独立を志向するものであったから、ハプスブルク帝国内に新しい種類の政治的忠誠をつくり出したが、それは、帝国領土の多民族的なよせ集めと矛盾し、帝国政府の王朝的性格とも矛盾した。ドイツ人もまた、ひとたび人民主権の教義を採用するや、伝統的なハプスブルク帝国の支

配形態に疑念をいだかざるをえなかったのである。

しかしながら、ウィーンのハプスブルク皇帝を頭にいただいてドイツ民族国家をつくる機会が存在した間は、これらの忠誠間の衝突はなお停止されていた。一八四八年の革命の際にも、オーストリア＝ドイツ人は皇帝に対してよりもむしろ絶対主義に対して反抗したのであって、王朝的な目標とドイツ人の民族的な目標とはなお一致していた。それ以後一八六六年の普墺戦争の時まで、オーストリア＝ドイツ人の民族主義的な政治目標は、ドイツ連邦の諸国と非ドイツ系民族の領土の最小限を含むドイツ人の民族国家をつくることであり、彼らによって論じられた主要なテーマの一つは、ハプスブルク家の領土がどれだけ大ドイツに合体さるべきであるか、またそれはどのような国制的規定のもとに行なわるべきであるか、という問題であった。そして、このような王朝的目標とオーストリア＝ドイツ人の民族的目標との一致は、ドイツ統一をめぐる覇権争奪のピークともいうべき普墺戦争において、完全な表現を見いだしたのである。

しかしこの年は、中欧の歴史における一大転換点であった。プロイセンの勝利はオーストリアのドイツ人をドイツの他の部分から切り離し、以後彼らは、オーストリア国外のドイツ民族との合体を妨げられ、ハプスブルク帝国内の多くの民族の一つとして存在せざるをえなくなった。それまでオーストリア＝ドイツ人は、ドイツ統一をプロイセン帝国への編入という見地から考えたことはなく、普墺戦争の間にも、自由主義的なナショナリズムの宿敵として知られていたビスマルクは、オーストリアではまったく人気がなかった。しかし新ドイツ帝国は、不完全ながらも久しく待望されたドイツ人の祖国として役立ち、オーストリアのドイツ人は、外国のなかの未回収地ともいうべき地位におしやられてしまった。一八七一年に達成された民族的統一は、多くのオーストリア＝ドイツ人には、うつろな、実質のないもののようにみえたが、しかし、自分たちを含む統一されたドイツ民族がもはや望みえなくなったとき、オース

トリア国家に対する彼らの関係は、複雑な緊張に充たされたのである。当時グリルパルツァーがプロイセン人に語った次の言葉は、まことに特徴的である。「君たちは一つの帝国を生み出したと信じているが、しかし君たちは一つの民族を破壊したのだ。……わたしはドイツ人に生まれたが、いまなおドイツ人なのだろうか。」(1)

こうして普墺戦争の結果は、オーストリアのドイツ人に、自己の政治的運命についての再考を強いずにはおかなかった。その後のオーストリアの歴史は、オットー＝バウアー Otto Bauer が語ったように、「われわれのオーストリア的性格とドイツ的性格との間の衝突」(2)に強く影響された。では、一八六六年から一九一八年にいたるハプスブルク帝国の最後の時期に、オーストリア＝ドイツ人は、ドイツ民族としてみずから果たすべき義務と、オーストリア国民としての自己の義務とを、どのように結びつけようとしたのであろうか。

彼らのこの問題に対する態度は、だいたい次の三つに分けて考えることができる。第一は、古い、人種的・文化的な民族観念をなおもち続けていた人々であって、そこでは、依然王朝的・宗教的な忠誠が、帝国の生活における彼らの役割をはっきり指し示していた。しかし、民族を最高価値とするドイツ人にとっては、自己の政治的運命についての再考は、いっそう困難な問題を含んでいた。まず、ドイツ人民族主義者の圧倒的多数は、強国としてのハプスブルク帝国の地位をしっかり維持しようとした。彼らが考えた強力な帝国とは、ハプスブルク家の啓蒙専制君主たちによってつくりあげられた、ドイツ人の偉大な行政的・軍事的諸制度が保存されるような中央集権国家であり、それゆえ彼らは、これらの諸制度をそこない、ドイツ文化の開明的な影響力を抑制するような貴族の身分的運動と、しだいに拡大しつつある諸民族の民族主義運動とに反対した。彼らは、愛国的オーストリア人としての義務を感ずると同時に、彼らの民族的な権利と業績を反映するような地位を帝国内に保持しなければならぬと考えていた。

オーストリア人としての愛国心とドイツ人としての民族的忠誠とは、ある場合には――官僚・軍隊・高等教育・文

化のドイツ的性格を維持するといった問題では——都合よく重なるようにみえたが、そこには次のような根本問題が潜んでいた。それは、全人口のわずか¼にすぎないドイツ人が、絶対主義にたよることなくオーストリア国家のドイツ人的性格を維持するにはどうしたらよいか、という問題であり、また、民族中心的なナショナリズムと、帝国の将来に不可欠の長期的な内的統合とをどのように調和させるか、という問題であった。ハプスブルク王国の民族問題の特殊性は、この国が家長的国家から立憲的国家に、さらにある程度民主的国家に移行しつつあった時に、それが頂点に達した、という時間的一致にあっただけに、この問題の解決はきわめて困難であり、それへの対処の仕方をめぐって内部に微妙な分裂が生じたことは、のちにみるとおりである。ともあれ一九一八年の崩壊まで、ドイツ人の多数がオーストリアの愛国者であると同時によきドイツ人であろうと試みたことは、事実であり、両者を和解させようとした彼らの努力の跡を回顧することは、本稿の主題の解明にとって不可欠の作業である。

しかしドイツ人民族主義者の少数は、オーストリアのドイツ人が他のドイツから切り離された状態を永久的なものとして受けいれることを拒み、ドイツ人全体の統一を達成しようとするかたい決意をいだいた。民族的統一をすべての上位においた彼らは、もしドイツ人の統一がベルリンの力によらずには達成できないとすれば、オーストリア国家を破壊して、そのドイツ人諸州を「プロイセン＝ドイツ帝国」に併合すべきであると考えた。この極端なドイツ民族主義の信奉者たちは、プロイセンのヘゲモニーを擁護したところから、まず小ドイツ派 Kleindeutsche とよばれ、一時はドイツ民族派 Deutschnationale として知られ、やがて全ドイツ派ないし汎ドイツ派 Alldeutsche とよばれた。

以上の基本的な見通しをふまえながら、次にわれわれは、一八六六年以後のオーストリア＝ドイツ人の立場と役割をいっそう具体的に追究しなければならない。

(1) Jászi, The Dissolution of the Habsburg Monarchy, p. 106.
(2) Whiteside, "German Dilemma", p. 159.

七　民主化と民族問題

一八六七年のアウスグライヒ（オーストリア＝ハンガリー二重帝国の成立）は、オーストリアにおけるその後の民族的統合の問題にとって、基本的な意味をもっている。[1] アウスグライヒは、皇帝とハンガリー人との間の妥協がドイツ人の支配するオーストリア国会 Reichsrat を通じておしつけられたものであったが、国会が結局これを承認したことは、当時のドイツ人の気持を推測させるに足るものである。当時ドイツ人の富裕な上層ブルジョアジーは「自由派」として知られ、「憲法党」Verfassungspartei がこれを代表していたが、皇帝は、二重国家の西半部オーストリアの政治を彼らが担当すべきであると考えていた。ドイツ人自由派はたしかに、帝国の安全と偉大さを保証するのに必要な政治的・行政的・財政的な力をもっており、彼らが中央集権国家維持のかたい決意を示したことは、皇帝を満足させた。一方スラヴ人は、アウスグライヒが噂にのぼりはじめた当初から、これに強く反対した。たとえばチェコのパラツキー Palacky は、ハプスブルク帝国をマジャール人の国家とドイツ人の国家に二分することは、最も望ましくない形の汎スラヴ主義を生み出すことになろうと警告した。[2] 彼をふくむスラヴ人の民族的指導者たちは、スラヴ系諸民族がそれぞれ自治を達成できるような全帝国の連邦化のみが、彼らを帝国に依存させ、帝国の忠誠な支持者に変えるであろうと主張した。このようなスラヴ人に、ドイツ人自由派はどのように対処したのであろうか。

まず、アウスグライヒの見返りとして与えられたオーストリアの立憲政治を手がかりに、ドイツ人自由派の立場を考えてみよう。一八六七年十二月に国会で制定された一連の基本法は、近代西欧的な意味での憲法をオーストリアに

はじめて樹立したものであった。皇帝はなお若干の重要な大権を保留したけれども、以後この憲法に拘束され、自己の権力を二院制の議会と分けあわねばならなくなった。言論・出版・集会の自由、陪審裁判といった基本的市民権も、法律によって明文化された。ドイツ人自由派はこれに満足し、憲法党とよばれたのである。

その際民族問題との関係で特に注目されるのは、国会の構成が身分的・財産的な差別制度に立脚していたことである。国会は貴族院 Herrenhaus と衆議院 Abgeordnetenhaus から成り、衆議院議員は有権者が直接選ぶのではなく、各地方議会Landtagがその地方(州)に割当てられた人数だけの議員を選出することになっていたから、地方議会が衆議院の性格を規定した。地方議会の構成は地方ごとに異なっていたが、貴族と富豪とドイツ人にのみ有利で、普通、大土地所有者・商工業会議所・都市・町村落の四部門に分かれて、議員を選出した(3)。しかも有権者は直接税一〇グルデン以上の納入者に限られており、国民の大多数は選挙権をもたなかった。このような衆議院のほかに貴族院——皇族・名門貴族の家長・高僧・勅任議員からなる——があって、衆議院と平等の権限をもっていた。

さて、アウスグライヒののちオーストリアを支配したのは、ドイツ人自由派を中心とする勢力であったが、オーストリア自由主義は一八四八年革命の前後に開花し、五〇年代の新絶対主義に対抗する一部の貴族・富裕な市民・工業家および官僚の間に成長して、産業革命とともに勝利をとげたものである。ドイツ人自由派は、反封建主義・反聖職者主義をかかげてみずからをドイツ人左派とよび、人種的・地方的な連邦主義を退けて国家の中央集権体制を維持し、ドイツ人の優位を保ちながら国内の自由主義化を進めようとした(4)。

ところで彼らの自由主義は、まさに古典的な自由放任主義であり、富こそ政治的責任の主要な基準であり、経済的競争における勝利は、それを受けるに値するものの手に帰するというのが、彼らの主張であった。彼らはたしかに反動的ではなく、主観的には真に自由を意図しており、自由放任主義の国家はやがてすべての個人に最大限の機会を与

えるであろうし、それはドイツ人の優位を守るばかりでなく、少数民族の権利をも守るであろうという信念をもっていた。[5] それに呼応するかのように、憲法第一九条には、「自己の民族性を保存し養うという、平等で絶対的な権利を」すべての市民に保証することが、明記されていた。

しかしこのことは、ドイツ人自由派が実際に他民族に対して寛大であったことを意味しなかった。ドイツ人自由派は、抑圧的干渉から解放されただけでは、スラヴ人が自己の文化水準をドイツ人のそれまでに引き上げることはありえないと確信していたのであり、ドイツ人は数の上では二対一でスラヴ人に劣っていたけれども、彼らの富が、「合理的に」構成された議会の支配を彼らに保証すると考えていた。要するに上層ブルジョアジーを代表するドイツ人自由派は、国家の中央集権体制を維持し、貧しいスラヴ人に投票させない制限選挙制によって、ドイツ人の支配的地位を保持しようとしたのである。それに続く四〇年間を通じて、ドイツ人自由派が財産権を守る点で頑強であり、普通選挙権の効用について懐疑的であり、オーストリア国会を最も富裕な人々の代表機関にしたいと願ったことは、よく知られている。[6] 一八六七年の憲法はドイツ人の優越という世襲財産を反映するものであったために、彼らは憲法党となったのであったが、オーストリアのかかえる困難な問題が彼らのこうした政策によって解決されえない状態にあったことは、いうまでもない。

これに対して、憲法はドイツ人上層ブルジョアを中心とする狭いグループの利害を促進するための方策にすぎないという非難が、スラヴ人およびドイツ人の陣営内からあがりはじめた。ドイツ人自由派の支配は一八七三年の経済恐慌までは全盛を誇ったが、それ以後動揺して、内部に反自由主義分子を増大させるとともに、ベーメンにおけるチェコ人の台頭をもたらした。とりわけ、同年の財政的破綻およびそれとともに暴露されたドイツ人資本家の間のもろもろのスキャンダルは、幾百万の農民・手工業者・工業労働者・小実業家たちの注意を制度の不正に集中させ、一八八

〇年ころまでに彼らは、自由主義的なドイツ人資本家の支配の基礎になっていた選挙制の特権廃止を要求する気持を強めていた。

こうした事態を背景にして、憲法党の内部では右翼自由主義多数派（温和自由派）と急進的な民主的左翼との間に深い分裂が発展したが、それは、市民的・民族的平等についての意見の相違によるものであった。急進派は、他の西欧諸国の場合と同じように、まず成年男子普通選挙権を要求し、自由派と絶縁して大衆のところへおりてゆく必要があると主張した。しかしながら、民族的自由と個人的自由の間の矛盾が問題になると、急進派も自由派も同じジレンマにとらえられた。すなわち、普通選挙権のもとでは、多数をしめるスラヴ人がドイツ人に彼らの支配をおしつける危険のあることを悟るとともに、民主急進派もまた、強い恐怖におそわれたのである。スラヴ人の支配は、彼らにとって、王朝的絶対主義よりもいっそうわるい民族的圧制を意味した。そこで可能な道と思われたのは、オーストリアが明白な非ドイツ人諸州を脱ぎすてて、民主的なドイツ人国家に自己を改造することであったが、しかし、どの州が新しいオーストリア国に包含さるべきかを決定する段になると、ベーメン・メーレン・ケルンテン・シュタイエルマーク・クライン・ティロール諸州の民族的自由について、ドイツ人はチェコ人・南スラヴ人・イタリア人と正面衝突せざるをえなかった。(7) これらの諸州には二ないし三の民族が含まれていたが、それらの州はドイツ民族主義者にとっては不可欠のものであり、そのドイツ的性格は議論を許さぬものであった。民族主義の原則を、諸民族が混住する現実と調和させることは、オーストリアのドイツ人左派にとって切実な問題であると同時に、他の西欧諸国にみられぬ深刻な困難をはらんでいたのである。

一八七九年二月、ドイツ人自由派を基礎にしたアウエルスペルク内閣はついに罷免され、同年の下院選挙でもドイツ人自由派は敗北した。このような没落の直接の原因は、彼らがボスニア・ヘルツェゴヴィナ二州の占領に反対し

て、皇帝の不興を買ったことであったが、その背後には、反資本主義・ドイツ人支配への反感・聖職者主義・デモクラシー拡大の要求など、この派に対するさまざまな反感が基調にあったことは、明らかである。その結果、教会とスラヴ人に立脚する保守的なターフェ内閣（「鉄の環」の支配）が発足し、ドイツ人自由派の支配する時期は、すぎ去った。そして一八九〇年までに、ドイツ人の間の民族的運動の指導権も、財産にしばられた温和自由派から、急進派にはっきりと引き継がれていた。

その間に注目されるのは、一八八二年九月に出されたドイツ人急進派の有名なリンツ綱領である。(8) これは、オーストリアを、大多数がドイツ人である民主的な民族国家に改造することを意図した改革の宣言であって、それに続く年代に、帝国の統合と民族的自由とをいかにして実現するかという問題について、ドイツ人の「民主的な」民族主義者のあらゆる理論づけの基礎になったものである。綱領は、当時のオーストリアにおける各種の改革要求を統合したもので、急進派はそれを、「民族的ではあるが、しかしまた厳密にオーストリア的なプログラム」とよび、民族的・市民的自由と経済的救済の双方を実現しうるプランと考えていた。しかしスラヴ人にとっては、それはドイツ人による抑圧の別の形式にほかならず、しかもデモクラシーの外観をもっていただけに、いっそう憎むべきものと思われた。ドイツ人急進派は、ベーメンとメーレンのチェコ人に、ドイツ人として自由を見いだすか、さもなければドイツ人の国家の在留外人であることに我慢するか、そのいずれかを要求するという、重大な決意を示していたからである。

このようにみてくると、ドイツ人自由派と急進派の間の違いは、スラヴ人にかんするかぎり基本的なものではなかったといわざるをえない。たしかに自由派の方がいっそう非民主的であり、貧しいスラヴ人に投票させないことによってドイツ人の優越を維持しようとしたが、急進派もスラヴ人の人民主権の哲学を理解したとはいいながら、ドイツ人のオーストリア国におけるスラヴ人の権利を認めず、民族の混住する諸州では、無情な集権的民族主義者だったの

である。

以上、ドイツ人の立場や見方を自由派と急進派の二つに大きく分けてみてきたが、ドイツ人の民族性とオーストリア的愛国心とをどう結びつけるかという問題はまことに微妙で、ドイツ人自身の間にいろいろな不一致がありえたから、国会のドイツ人は当然多くの党派や分派を形成した。はやくも一八六七年に、自由党一一八人の国会議員は、一部はイデオロギー的な、一部は個人的・地域的な差異にもとづいて、自由派クラブ Klub der Liberalen・左派クラブ Klub der Linken・中央左派 Linkes Zentrum・ドイツ人自治論者 Deutsche Autonomisten・ウィーン郊外民主派 Vorstadt Demokraten など、いくつかのクラブをつくっている。(9)

その後、一八七九年に成立したターフェ内閣は、シュトレマイヤー法相の言語令（ベーメン・メーレン両州で、教育のうえで、また政府と市民の行政的接触のうえで、ドイツ語とチェコ語に同じ権利を認めたもの）の発布（一八八〇）、チェコ大学の設立（一八八二）その他、スラヴ人に好意的ないくつかの政策を実行したが、これも、国会におけるドイツ人諸分派を合同させるには至らず、一八七九―八一年にも、ドイツ人左派は幾多のクラブ――自由派クラブ Klub der Liberalen・連合進歩党クラブ Klub der Vereinigten Fortschrittspartei・シュタイエルマーク進歩党 Steierische Fortschrittspartei・ウィーン民主派 Wiener Demokraten・汎ドイツ的なドイツ民族同盟 Deutschnationaler Verband・コロニ＝クラブ Coroniniklub など――に分かれていた。これは問題のむずかしさを示すものであるが、一八八一年にドイツ民族陣営の諸分派は、三つの主要なグループに合同した。自由主義的な連合左派 Vereinigte Linke・オーストリア＝ドイツ人クラブ Deutsch österreichischer Klub・急進的なドイツ人クラブ Deutscher Klub がこれで、一八八二年に形成されたシェーネラー Georg von Schönerer のごく小さな汎ドイツ派が、それに加わった。続いて一八八七年には、シュタインヴェンダー Otto Steinwender をいただく急進派の一団が、急進派中の行動的な

少数者を指導して、ドイツ民族連合 Deutschnationale Vereinigung を形成し、また一八八八年には、汎ドイツ派を除くすべてのドイツ人グループが、連合ドイツ人左派 Vereinigte deutsche Linke とよばれるゆるい連合をつくった。そしてこのドイツ民族連合が、結局オーストリアにおけるドイツ人の指導的な民族主義政党となったのである。

ここで、ドイツ民族連合とシェーネラーの汎ドイツ派の関係をみておきたい。シェーネラー派のドイツ民族主義は前章の第三のカテゴリーに当たるもので、人種差別論と反ユダヤ主義をかかげ、ユダヤ人は大部分の社会問題に責任があるとして、これにはげしい敵意をもやし、またハプスブルク帝国にドイツ人的民族感情が欠けていることを責めて、これに反対し、真の祖国としてドイツ帝国をたよりにし、ビスマルクを崇拝した。[10] 他方ドイツ民族連合は、活動的なナショナリズムをオーストリアへの忠誠および立法への建設的参加と結びつけようとし、シェーネラーの革命的・反逆的なやり方は拙劣であり違法であると慨嘆し、適度の要求と妥協的な政策こそドイツ人にとって最大の防衛であると考えた。しかしそこには不徹底なジレンマがあったから、シェーネラーが彼らをドイツ民族への背反者として冷酷にこきおろすと、彼らの多くは、自分も同じく立派なドイツ人であることを証明するために、シェーネラーの粗雑な人種差別論をまねて、彼のビスマルクおよびドイツ民族崇拝に加わった。シェーネラーの悪名高い Chinese Bill（一八八七）――ロシアの亡命ユダヤ人がオーストリアに移住することを禁じようとするもの――は、彼らにとっての苦しい試練であったが、彼らの大部分は、最後には自己の名誉のために反対投票を行なった。[11] しかしシェーネラー派はしだいに力を加え、急進派支持の選挙民のなかには、たいていの場合、少数ながらも頑強なシェーネラー支持者があって、しばしば穏健な党指導者を脅かした。しかしドイツ民族連合およびその後身のドイツ国民党 Deutsche Nationalpartei（一八九一）ないしドイツ人民党 Deutsche Volkspartei（一八九五）は、チェコ人の平等化の要求にも譲歩をみせ、国会を機能する機関にしておくための努力を続けた。

なお、急進民主派も、ユダヤ主義を自由放任の資本主義と関係させ、人道主義的な理由でこれに反対したが、しかし彼らは、ユダヤ人が外国人であるか仲間のドイツ人であるかを容易に決定することができなかった。ユダヤ人がドイツ人であるかどうか、もしそうでないならば彼らにどう対処したらよいか、という問題は、一九一八年まで急進派を分裂させ続けた争点であった。彼らのシェーネラーに対する二面的関係は、オーストリア＝ドイツ人の急進主義のなかに、民族的・政治的・経済的なドイツ人の特権を守るか、それとも民主的平等化を進めるかという問題について、矛盾した二つの感情があったこと示している。

以上、ドイツ人の民族的諸党派の態度を一通りながめてきたが、シェーネラー派を除いて、それらはいずれも、ドイツ民族への忠誠とオーストリア国家への忠誠とをなんらかの形で結びつけることによって自己の道を見いだそうとする努力であったといえるが、そこには根本的なジレンマが含まれていたために、彼らの態度には、つねに不徹底なあいまいさと、したがってまた不安定さが伴っていた。それゆえ、ひとたび重大な危機に直面した場合、ただちに混乱と動揺にまきこまれる可能性を内蔵していたのである。

(1) アウスグライヒにかんする研究は数多いが、最近のものでは、Der österreichisch-ungarische Ausgleich von 1867. Vorgeschichte und Wirkungen, Wien, 1967 が注目される。本稿もこれに負うところが多い。

(2) Jászi, The Dissolution of the Habsburg Monarchy, p. 108. スラヴ人の態度については、Hans Kohn, Pan-Slaviam. Its History and Ideology, Notre Dame, Ind., 1953 が、明解な説明を与えている。

(3) たとえば、ベーメン地方議会議員は大土地所有者七〇、商工業会議所（商業・工業・手工業の公共的代表機関）一五、都市七二、町村落七九、ほかに部門別によらず候補者個人に対する投票によるもの五であった。選挙制度とその変遷については、Ernst C. Hellbling, Österreichische Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte, Wien, 1956. S. 374 ff. 参照。

(4) Karl Eder, Der Liberalismus in Altösterreich, Wien, 1955. S. 105–190.

(5) ドイツ人自由派の一人 August Weber は、自由党はドイツ人の政党ではない、とさえ語り、われわれは「たいていはドイツ人であり、われわれの民族性を高く評価する。しかし、われわれだけが民族的政党なのではない。もしわれわれがスラヴ人の議員に反対するならば、それは、彼らがわれわれの政治的反対派に加わったからである」と断言している。(一八七九年十二月十三日の発言) Whiteside, "German Dilemma", p. 178.

(6) たとえば自由派の教育大臣 Leopold von Hasner は、デモクラシーを「粗暴な数の支配」とさえよんでいる。Leopold von Hasner, Denkwürdigkeiten, Wien, 1892. S. 68 ; Whiteside, op. cit., p. 179.

(7) これらの諸州の民族構成については、前掲の付表参照。

(8) リンツ綱領については、Hugo Hantsch, Geschichte Österreichs, Bd. II, S. 421 参照。

(9) Whiteside, op. cit., p. 181 f.

(10) ドイツ人にオーストリア的愛国心を棄てさせたものは、ドイツ人のナショナリズムだけでなく、元気よく伸びてゆくドイツ帝国にくらべて、ハプスブルク帝国は動きがのろく、非能率的で、近代的でないという感情でもあった、とハンス＝コーンは述べ、汎ゲルマン主義は主としてオーストリア＝ドイツ人の間にその起源をもっていた、と指摘している。Hans Kohn, The Viability of the Habsburg Monarchy, p. 39.

(11) Whiteside, op. cit., p. 185.

八　民族的対立の激化

次に、オーストリア＝ドイツ人とチェコ人の民族運動の関係を、主題とかかわるかぎりで一べつしておく必要がある。

アウスグライヒ後のチェコ人の民族運動で特に注目されるのは、その推進力が老年チェコ党から青年チェコ党に移行したことである。一八四八年の革命以後チェコの民族運動を指導してきた老年チェコ党は、ベーメン貴族を中心と

する保守的な運動で、中央集権主義に反対して旧ベーメン王国の復活を望んだとはいえ、ハプスブルク王朝には忠実で、帝室をバックにして自己の特権的地位を保とうとし、そのためにはドイツ人の貴族とも協同することをいとわなかった。これに対して青年チェコ党は、チェコ人の知識階級とミドルクラス――資本家と小市民――を基礎にした反貴族的なグループであり、社会主義的ではなかったが、チェコ社会の民主化を主張し、チェコ人の地方にハンガリーと同様の独自の政権を打ち立て、ハプスブルク帝国を諸民族の連邦国家に改造しようとした。前者から後者への重点の移動は、チェコの社会・経済の顕著な発展を反映するものであった。

この移行は、ターフェ内閣の末期におこった。ドイツ人自由派を主要な敵とみていたチェコ人の大部分は、最初は、ターフェ内閣と協力した老年チェコ党を支持していたが、一八八〇年代の間にチェコ人の土地の経済構造やチェコ民族の社会構造にさまざまな変化がおこって、それが、ターフェの「鉄の環」に参加していた老年チェコ党の力をいつしかそこない、チェコの政治生活に深い影響を及ぼしたのである。ターフェ内閣は、貴族的伝統、自由主義的原則および官僚的権威主義の合体ともいうべきもので、諸民族の上層階級を代表する民族運動との間にはいくらかの和解策を見いだすことができ、いろいろと部分的改革の試みを行なったが、大衆が政治的に活発化した新時代の要求には、十分適応することができなかった。

一八八〇年代にはさまざまな社会階級の人々がそれ自身の組織をつくりはじめたが、八九年の地方選挙にベーメンの田園部で老年チェコ党候補者の敗北を促進したのは、まず伝統ある農場主たちの政治行動であった。チェコの農業家たちは、一八八〇年代の中ごろ、甜菜生産の重大な危機と穀物価格のはげしい低下におそわれ、老年チェコ党が彼らに実質的援助をもたらすだけの政治力がなかったことに、強い不満を表明した。このとき青年チェコ党は、老年チェコ党に対抗して活発な選挙運動を展開し、ハンガリーに対する関税前線の樹立を主張して、農場主たちの組織の支持

を獲得した。こうして一八八九年の選挙では、青年チェコ党ないし彼らを支持した農場主グループの代表が、ベーメンのほとんどすべての甜菜および穀物生産地域で、地方議会に選出されたのである。[1] しかし青年チェコ党は、次の十年間にはもはや農場主運動の支持を失ってしまった。十九世紀の終わりまでに、チェコ人社会は高度に階層化が進んだので、さまざまな階級や社会的グループを代表する多党制の発展は、避けられなかったのである。

ターフェは一八九〇年に、二つ以上の言葉が話されている州を言語的・人種的な線に沿っていくつかの行政的地区に分けることによって、民族問題を解決しようとしたが、このプランはチェコ人の少数者をドイツ人政治家の支配下に残すことになると思われたために、不満をよび、そしてこのターフェの努力を失敗させるのに決定的な役割をはたしたのは、チェコ人の世論の力であった。老年チェコ党はターフェへの協力をいとわなかったが、急進的な青年チェコ党によって背後におしやられ、青年チェコ党は一八九一年の選挙に勝利を収めたのち、都市のブルジョアジーの多数、特に工業資本家の支持をうけて、政治的指導権を手中におさめたのである。

このような背景のうえに、ベーメンではドイツ人とチェコ人の間の民族闘争がはげしく燃えあがったが、その際チェコ人を最も刺激したのは、彼らのこうむっている差別待遇であった。[2] 彼らはすでに高度の文化的・経済的進歩をとげていただけに、ドイツ人との間の格差は胸にこたえた。ドイツ語は軍隊と国家勤務における公用語であり、銀行および大産業会社の多数における業務用語であった。チェコ人の若い知識階級にとって、立身出世の見込みはドイツ人の同輩よりも少なく、ベーメンの文官勤務においても、チェコ人の多くは平役人であったのに、プラハでもブリュンでも、重要な地位の大部分は貴族かドイツ人の手中にあった。このような明白な不平等いいかえればドイツ人の優位が、チェコの知識人やブルジョアジーを怒らせたのである。プラハの小市民も、自己の社会的地位の不安定についての不満や、経済的競争についての恐怖を、民族主義的なスローガンで表現した。こうして、平等化と結びついた普通

選挙権への要求は、もはや回避できない緊急の問題となってきた。

ベーメンの民族闘争を激化させたいま一つの原因は、国境地域におけるドイツ人民族主義の増大である。そこでは、ドイツ人住民は汎ドイツ主義を高唱して、ますますベルリンへの傾斜を強めつつあり、これが反作用としてチェコ人を刺激したのである。チェコ人は、読み書きのできない人々の割合が王国中最も低い民族で——一九〇〇年に成年人口のわずか3%——、チェコ人の強い民族主義的感情は、劇場・雑誌・新聞・多数のクラブなど各種の広範な文化活動を通じて拡められ、はげまされた。一八九一年に、ベーメンではチェコ人の民族主義的なベーメン博覧会が開かれ、九二年には、挑発的なソコール Sokol（「はやぶさ」の意味、ドイツ体育協会 Turnerschaft の例にならったチェコ人の同様な組織の名前）のデモがおこった。九〇年代にはいってから、ドイツ・チェコ両民族の間のいざこざはしだいに拡大し、それは経済的なボイコットや物理的暴力を伴い、その結果、知事がかなり長期にわたって一時市民権を停止しなければならないような事態さえおこっている。このような雰囲気のなかでは、シュタインヴェンダーのような温和なドイツ民族党の指導者さえも、ドイツ人の権利の擁護をやめるつもりはないと、選挙区民に保証せざるをえなかった。しかし、とりわけ注目されるのは、民族闘争の影響が社会民主党やキリスト教社会党にも及んだことである。

十九世紀末、オーストリアには、社会民主党 Sozialdemokratische Partei（一八八八—八九）・キリスト教社会党 Christlichsoziale Partei（一八九〇）・カトリック人民党 Katholische Volkspartei（一八九五）という、非民族的な陣営の政治組織が成立した。それらは、イデオロギー的ないし宗教的な政党であって民族的政党でないことをみずから強調したが、しかしそれらの党の政策も、ドイツ人の特権とスラヴ人の不平等の問題の影響を免れるわけにはいかなかった。

まず社会民主党をみよう。オーストリア社会民主党は一八八八年末ヴィクトル＝アドラー Viktor Adler の指導下に設立された大衆政党で、マルクス主義にもとづいて、工業労働者の生活条件の改善に主要な関心をそそいだ。この国の社会主義運動は一八七〇年代に出発し、指導者の大部分はドイツ人で、ユダヤ人も多かったが、最初の世代の人々は国際主義的観念に支配され、領内諸民族の労働者階級は、当面の必要から帝国の支配階級に対抗して同盟を結び、長い間民族的対立はあらわれなかった。しかしオーストリアは、現実には多民族国家であって、共通の文化的基盤がなく、そのうえ随所にみられる民族の混住が、運動に特殊な困難を与えていた。その意味で、この国の社会主義運動にははじめから民族的対立の重荷が負わされていたのであって、大衆が重要な役割を演じはじめると、民族主義的傾向がしだいに強くなり、社会民主党は、日常の政治問題に深くまきこまれるにつれて、民族問題をさけることは困難になってきたのである。

とりわけ、チェコの社会主義者とオーストリア社会民主党との関係は、緊張を加えてきた。青年チェコ党の台頭に伴うチェコ民族運動の急進化は、労働者にも影響を及ぼし、彼らの一部は、民族資本家に負けないために、独自の民族運動を展開する必要があると考えるにいたった。ウィーンの党指導者たちは、チェコ・ドイツ両民族の労働者は雇用者からよりよい条件をかちとるための共同闘争に従事しているのであって、民族性は無関係であると述べ、労資間の「真の」経済的分裂を「無意味な」民族的分裂ととりかえることはばかげている、と説明したが、党内のドイツ人およびチェコ人大衆はこの説明を拒否し、特にチェコ人は、ウィーンの指令をうけることを好まなかった。このような状況のもとで、オーストリア社会民主党は自己の内部に民族的な区分を認めざるをえなくなり、一八九七年の第六回党大会で、人種的原則に従って形成された六つの――ドイツ人・チェコ人・ポーランド人・ルテニア人・南スラヴ人・イタリア人の――別々の政党の連合体となって、民族主義のジレンマに対処した。そして二年後のブリュン党大

会では、王国を民族的に同質な諸地域――そこでも避けられない少数民族は、特別の保障によって保護される――の民主的連邦に再編成する構想をふくむ綱領を議決し、チェコ人の代表はこの政策を支持した。こうしてオーストリア社会民主党は、自己のうちに民族的分裂の可能性をはらみつつ、民族闘争の激化する現実を前にいかにして社会主義の理想を実現するかという、きわめて困難な課題に直面したのである。(3)

オーストリア社会民主党の指導者たちは、国内の民族的対立を緩和し、各民族の融和と発展をはかるために、幾多の興味深い民族理論を生み出したが、特に注目されるのは、カール＝レンナー Karl Renner とオットー＝バウアー Otto Bauer のものである。レンナーは穏健な社会主義者であり、バウアーは現存の憲法およびハプスブルク政策についていっそうきびしい批判者であったが、両者はともに、各民族の文化的自治の必要を強調し、民族問題解決の基礎に個人の原理をおき、この原理にもとづいて各民族単位の自治組織をつくり、帝国をこれらの民族組織から成る民主的な連邦国家に組織しようとし、超民族国家としてのオーストリアを政治的統一体として存続させようとした。ここで特に目につくのは、彼らが、効果的な社会主義運動のためには、別々の民族国家に分かれるよりも、ハプスブルク帝国全体の枠組をそのまま保存することが必要であると力説している点である。彼らの理論は、オーストリアの為政者にはほとんど影響を与えず、社会主義陣営のなかでも少数知識人の論題となったにすぎず、実際上の成果には乏しかったが、ナショナリズムの諸原因の分析として重要であるばかりでなく、マルクス主義的社会主義者の間にも、ブルジョア急進派の間にみられたと同じような、帝国の統一と民族的自由との緊張関係が存在したことを示すものとして、まことに重要である。(4)

次にキリスト教社会党をみよう。この政党はキリスト教をかかげ、万人にとってすべてであるという政策を打ち出したが、この党を組織したカール＝ルエーガー Karl Lueger の最大の功績は、貧しく不幸な広範な大衆を政治的に

動員し、自由主義・大資本・ユダヤ人金融資本への反対をスローガンとして、戦闘的な運動を展開し、これらのものの支配に対する大衆の反感を、社会主義の方向にではなくキリスト教的保守陣営へ誘導することに成功した点である。[5]

党の組織にも柔軟性があり、思想も民主的であったから、人民の内部に深く浸透することができたのである。

しかしこの政党も、ある意味でドイツ人の民族的政党であった。ルエーガー以下の指導者の大部分は、ドイツ人であったばかりでなく、以前は有名な急進的民族主義者だった人々であり、初期のドイツ主義がカトリック普遍主義にとってかわられたというよりも、むしろそれによって上張りされたのであった。党員の多数もドイツ人で、ルエーガーは古い急進主義者や汎ゲルマン主義者に訴えることによって、九〇年代の初期にウィーンで権勢をかちえたのである。しかし彼は、シェーネラー派のドイツ民族主義には反対で、多民族国家としてのオーストリア帝国の存在を肯定し、その枠内でドイツ主義の強化をはかる考えであり、ウィーンの宮廷では、皇帝・教会・軍隊・帝国にたいする忠誠を強調して、好意をかち得た。民族闘争の激化に直面してこの党のおかれた立場は微妙であったが、一八九一年、幾千ものチェコ人職人が流入して経済上の競争がおこり、ウィーンの職人が腹を立てたとき、ルエーガーが「われわれもまた民族主義者であり、民族主義の水にわれわれの酒を混ぜようとするものである」と宣言したのは、特徴的であり、[6]彼もまた、ドイツ人の権利の擁護をやめるつもりはないことを、選挙民に保証しなければならなかった。キリスト教社会党が帝国の民族的・社会的・宗教的統合にどの程度寄与したかは、簡単に決しがたい問題である。

カトリック人民党は、特にティロールで優勢なカトリック保守派であった。カトリック保守派は、あらゆる民主的改革と民衆運動を恐れ、ドイツ民族主義運動には参加せずに、民族を超越した王朝思想、ハプスブルク世界国家の思想をもち続けたが、ドイツ民族の伝統的支配権を維持する意志はもっていたから、最後に——カトリック人民党は九〇年代末期に、全体としてのカトリック保守派も一九〇七年六月に——キリスト教社会党と合同して、多少ともドイ

ッ人的な一つの政党を形成することができたのである。

(1) Havránek, Die ökonomische und politische Lage der Bauernschaft in den böhmischen Ländern in den letzten Jahrzehnten des 19. Jahrhunderts, S. 128—131.

(2) Havránek, "The Development of Czech nationalism", p. 255.

(3) オーストリア社会民主党と民族問題の関係については、拙著「近代中欧の自由と民族」二〇一ページ以下参照。また Mommsen, Die Sozialdemokratie und die Nationalitätenfrage im habsburgischen Vielvölkerstaat, S. 198—196, 267—279.

(4) Kann, Das Nationalitätenproblem der Habsburger Monarchie, Bd. Ⅱ, S.157—173 参照。

(5) ルエーガーについては、Heinrich Schnee, Karl Lueger. Leben und Wirken eines grossen Sozial- und Kommunalpolitikers, Berlin, 1960 がすぐれている。

(6) Whiteside, "German Dilemma", p. 168.

九　不安定な均衡

前章でみたように、一八八〇年代から九〇年代のはじめにかけて、ドイツ人とチェコ人の双方にはげしい民族主義的感情が高まり、両者の衝突は各方面に深刻な影響を及ぼした。しかしそれにもかかわらず、両民族の争いがなお決定的な対決にまで立ち至らなかったことは、注目に値する事柄である。本章では、その理由をまとめて考えることにしたい。

ドイツ人の側でまず第一に注目されるのは、一八七九年十月七日の独墺同盟の調印であり、これがドイツ人に、彼らの民族的忠誠と帝国への忠誠とを和解させることを強要したのである。ビスマルクは、強力なハプスブルク帝国の存

続がドイツ帝国とヨーロッパの平和のために必要であるという現実的考慮から、オーストリア＝ドイツ人がどこまでもハプスブルク帝国に忠誠であることを望んだために[1]、独墺同盟成立後オーストリア＝ドイツ人は、ドイツ帝国が自己の安全のために依存しているハプスブルク帝国の安定を危険にさらす程度にまで、オーストリアの内政を動揺させ、根本的な国家の改造を行なうことは、できなくなった。すなわち、この同盟の成立は、オーストリア＝ドイツ人の政治行動に大きなたがをはめた点で、重大な意味をもっているのである。オーストリア＝ドイツ人が彼らに敵対的なターフェ内閣に向きあった時点で、この事件がおこったことは、一つの皮肉であった。ドイツ人の急進派と自由派は、ターフェ政府の親スラヴ政策に反旗をひるがえしながらも、実際にはともに節度を守り、スラヴ人とある程度妥協するにいたったが、その動機は、ドイツ帝国との同盟のために、ハプスブルク帝国の軍事力を弱めるような過激な政策はさけねばならぬという認識だったのである。民族闘争が一段と激化した一八九〇年代にはいってからも、九一年から九七年三月に解散させられるまでの国会の第一一会期の間、汎ドイツ派以外のドイツ人政党はいずれも、チェコ人に対する全面的勝利を望んではいなかったし、非妥協的なあるいは不可能な要求の提出を価値あることと考えてはいなかった。しかも汎ドイツ派は、中心人物であるシェーネラーが一八八八年新ウィーン日報襲撃事件で議会から追放されて、まったく無力化していたのである[2]。

一方チェコ人も、オーストリア＝ドイツ人との決定的な対決をさけるための十分な理由をもっていた。彼らはドイツ人にはげしく抵抗したとはいえ、民族的保護をもとめて本気でロシアないしフランスにたよることはできなかったし、ドイツとロシアの双方が強国であり続けるかぎり、独立は問題外であった。とりわけ、チェコ人を三方から取り囲んでいる国家主義的なドイツ帝国よりは、立憲王国オーストリアの方が、チェコ人の指導者たちにはなお受けいれられるものであった。また青年チェコ党の指導者の大部分は、現実的な政治家であって、特にカイツル Josef Kaizl

およびクラマーシュ Karel Kramář に勧められて、臨機応変主義（オポチュニズム）と現実主義（リアリズム）の政策に目を向けていた。当時チェコ人のブルジョアジーは、偉大な経済的進歩をとげた結果、王国全体の経済生活に巻きこまれるようになっていたが、なお大部分が農業地帯である帝国の工業地帯という有利な条件をもち、帝国内でよりよい経済的将来を期待することができた。それゆえ、チェコの主要なブルジョア政党の指導者はすべて、原則的に王国の存続を擁護し、王国の行政面でいっそう有力な地位を得ることに、全力を傾けた。こうして、ナショナリズムの遠心的な力は、なおしばらくはそのまま停止されそうにみえたのである。(3)

そのうえ、なお封建的遺制の強かったオーストリアでは、民主化を促進するために青年チェコ党とドイツ人の民主派が結びつく可能性も、ないわけではなかった。チェコ人とドイツ人の民族主義的急進派およびキリスト教社会党・社会民主党などの大衆的政党は、さらに進んだ民主的立法を実現するために、議会を機能する存在にしておきたいと望んでおり、そのためには、基本的なコンセンサスを破壊するところまで少数党を追いつめてはならなかった。もし万一このコンセンサスが破壊されるならば、不可避的に憲法第一四条にもとづく勅令による絶対主義に復帰することは、目にみえていた。そこで、大衆的諸政党の国会議員を支配していた職業的政治家たちは、地方の選挙区民に対する遊説演説ではげしい言葉をはきながら、実際にははるかに妥協の発見に専念したのであって、一八九〇年までに、いわゆる議会政治の「オーストリア的観念」が形成された。それは、反対派との華麗な修辞的やりとりと、辛抱強い内々の交渉とも均等に混ぜ合わせてつくられたものであった。

こうしてドイツ・チェコ両民族の対立は、ビスマルクによってはめられた枠と、両民族指導者の現実主義的感覚にささえられて、かろうじて均衡を維持していたが、しかし、民族中心的なナショナリズムと帝国の長期的な内的統合とをどう調和させるかという問題についてのドイツ人諸派の態度は、はなはだあいまいであり、不徹底であった。そ

れゆえ、この不安定な均衡はとうていいつまでも継続するわけにはゆかなかった。次にわれわれは、この均衡を破壊し事態を絶望的なものにした一つの決定的な時点に目を向け、その立ちいった検討を通じて、問題の本質を明らかにしなければならない。

(1) ビスマルクのオーストリア帝国に対する態度は、立ちいった研究を必要とするテーマであるが、ここでは次のものをあげておく。B. B. Hayes, "Bismarck on Austrian Parliamentarism, 1867—1890", Austrian History Yearbook, Vol. II, 1966. pp. 55-88.

(2) Whiteside, op. cit., p. 189. 新ウィーン日報襲撃事件とは、次のようなものである。一八八八年三月八日ドイツ皇帝ヴィルヘルム一世は死にひんし、ドイツ民族主義者たちは悲嘆にくれていた。午後十時ころ「新ウィーン日報」の号外が出て、カイザーの死去を報した。ところが真夜中に第二の号外が出て、第一の号外は誤りであり、カイザーはなお生きていることが判明した。ジャーナリストはこんなトリックを使って一もうけしようとした、と考えたシェーネラーは、二十七人の仲間をつれて「新ウィーン日報」編集部に襲撃をかけ、大乱闘が始まって、かなりの資産がそこなわれた。新聞社はただちに告訴し、裁判の結果、シェーネラーは議会から追放され、五年間選挙権と被選挙権を奪われ、四ヵ月の禁固に処せられたのである。

(3) Zöllner は、「帝国の西半部のなかの民族闘争は、つねにある制限内に保たれていた。それは相変わらず、存在の問題ではなくて、地位の問題であった」と述べている。"The Germans as Integrating and Disintegrating Force", p. 233.